

B 案 下水管を新たに新設し 裾野市の公共下水道につなげる

(裾野市佐野付近にある)

方法

現在使用している下水管を国の基準に合わせて、修繕します。
もしくは新たに下水管を新設します。この費用は修繕、または新設する場合も市が負担します。
どちらかを選ぶかは、市で決定します。(費用が安い方法を選択。住民には決定権はなし。)
下水道の受益者負担金を支払う必要があります。(加入時1回のみ、各家庭約5万円。)
また、新たに下水管を新設すると決まった場合には、使わなくなった下水管は住民側で
内部に充填物を詰めるなどの処分を行なう必要があります。マンホールも処分する必要があります。
そのまま放置することはできません。

各住宅内にある汚水枳を国の基準に合わせて、新規に作り直す必要があります。
その費用は個人負担となります。(平成13年以降建てられた住宅はその必要はありません。)

汚水枳を自己負担で修繕する必要があります。

下水道の受益者負担金を各家庭で支払う必要があります。

新たに下水管を設置した場合、古い下水管の処分費用は組合員の負担となります。

土地の返却 裾野市は関係ありません。東急電鉄との関係です。

現在の汚水処理施設を使用しなくなるので、東急電鉄へ土地の返却をする必要があります。
東急電鉄としては「汚水処理施設を作るために貸してある土地」なので、
汚水処理場として使用しないのであれば返却が必要です。
その場合には、建物を撤去して更地にして返却しなければなりません。

汚水処理施設を更地にする撤去費は組合員の負担となります。

○各住宅内の汚水枳の補修費用を自己負担(約50万～80万円)

※平成13年以降に建てられた住宅では、新しくする必要はありません。

○下水道の受益者負担金の個人負担(約5万円)

※所有敷地面積によります。

○古い下水管の処分費用の組合員負担(口数に応じて分割負担)

※新しい下水管を新設することに決まった場合のみ必要です。撤去費用は予想できません。

○建物撤去費の組合員負担(口数に応じて分割負担)

【推定撤去費 3億円～5億円 全口数 1,218口 一口あたり25万円～41万円の負担】

○下水道料金は、使用量に応じて徴収されます。